

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

消費税 相続による納税義務

Q : 父の事業を引き継ぎました。消費税の納税義務はどのようになりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

事業を行っている人が亡くなり、その事業を相続人が引き継ぐ場合、消費税の納税義務の判定方法には特別なルールがあります。通常、消費税は基準期間（原則として2年前）の課税売上高が1,000万円以下であれば納税義務が免除されます。しかし、相続によって事業を承継した場合には、被相続人の売上高をもとに判断する必要があります。

まず、相続があった年については、被相続人の基準期間の課税売上高が1,000万円を超えている場合、相続があった日の翌日からその年の12月31日までの期間について、相続人は消費税の納税義務が免除されません。

さらに、相続の翌年や翌々年についても注意が必要です。これらの年では、被相続人と相続人の基準期間の課税売上高を合計して1,000万円を超えるかどうかで、納税義務の有無を判定します。

また、この売上高の判定では、相続時点ですでにやめていた事業も含めて計算します。例えば、基準期間に小売業とサービス業を行っていた場合、その後サービス業を廃止していても、売上高の判定では両方の事業の売上を合計して判断します。

このように、相続による事業承継では消費税の納税義務の判断が通常とは異なるため、事業を引き継ぐ際には売上の状況を確認しておくことが大切です。

